

○泉南市立学校施設使用条例施行規則

令和7年7月9日教育委員会規則第2号

泉南市立学校施設使用条例施行規則

泉南市学校建物及び設備使用規則(昭和42年泉南市教育委員会規則第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

**第1条** この規則は、泉南市立学校施設使用条例(令和7年泉南市条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(使用者の登録)

**第3条** 学校施設の使用の許可を申請しようとする者は、あらかじめ、使用する学校ごとの使用者登録申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請を適当と認めたときは、使用者登録承認書を交付するものとする。

(使用の許可)

**第4条** 条例第2条の規定により使用の許可を受けようとする者は、使用許可申請書を教育委員会に提出し、使用の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、使用日の属する月の2月前の月の初日から使用日の2日前までの間に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

3 教育委員会は、第1項の規定による申請を適当と認めたときは、使用許可書を交付するものとする。

(使用の許可の変更又は取消し)

**第5条** 使用者が許可された事項を変更又は取消しようとするときは、前条第3項の使用許可書を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請を適当と認めたときは、使用変更許可書を交付するものとする。

(使用料の減免)

**第6条** 条例第6条の規定による施設使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)は、次に定めるところによる。

(1) 本市が災害避難所等として緊急時に使用するとき 免除

(2) 本市の社会教育関係団体、社会福祉関係団体その他の公共的又は公益的団体が主催する事業で、それぞれ社会教育又は社会福祉のための事業を行うとき 免除

(3) その他市長がその必要があると認めるとき その都度市長が定める額を減額又は免除

2 施設使用料の減免を受けようとする者は、減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

3 空調設備使用料は減免しない。ただし、第1項第1号に該当するときに限り、減免することができる。

(使用料の還付)

**第7条** 条例第7条ただし書の規定による施設使用料の還付は、次に定めるところによる。

(1) 使用者の責によらない事由により使用できなくなったとき 全額

(2) 使用者が使用日の2日前までに第5条の規定による使用の取消しを届け出たとき 全額

(3) その他市長が特に必要と認めるとき その都度市長が定める額

2 使用料の還付を受けようとする者は、使用許可書又は使用変更許可書及び領収証を添えて、使用取消届及び使用料還付請求書を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

**第8条** 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 使用の許可のない施設又は設備を使用しないこと。

(2) 所定の場所以外で火気(喫煙を含む。)を使用しないこと。

(3) 所定の場所以外で飲食をしないこと。

(4) その他管理上の指示に従うこと。

(補則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にされた改正前の泉南市学校建物及び設備使用規則第2条の規定による使用料の減免は、改正後の泉南市立学校施設使用条例施行規則第6条の規定による使用料の減免とみなす。